

新旧対照表〔2023 年 6 月 1 日実施〕

■ ケーブルプラスでんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）
ケーブルプラスでんき需給約款 2023 年 4 月 1 日実施 au エネルギー＆ライフ株式会社	ケーブルプラスでんき需給約款 2023 年 6 月 1 日実施 au エネルギー＆ライフ株式会社
3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。
別 表 1 でんきMプラン料金表 (1) でんきMプラン（北海道） （略）	別 表 1 でんきMプラン料金表 (1) でんきMプラン（北海道） （略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	228.00円（250.80円）

(2) でんきMプラン（東北）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	367.00円（403.70円）

(2) でんきMプラン（東北）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円（261.80円）

(3) でんきMプラン（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

（略）

(5) でんきMプラン（北陸）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円（359.57円）

(3) でんきMプラン（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円（29.99円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円（36.59円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円（40.68円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円（321.42円）

（略）

(5) でんきMプラン（北陸）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円 (241.79円)

(6) でんきMプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最低料金 1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

(略)

2 でんきLプラン料金表

(1) でんきLプラン（北海道）

(略)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)
---------------------------	-----------------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円 (302.50円)

(6) でんきMプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最低料金 1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円 (666.99円)
11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.08円 (40.78円)

(略)

2 でんきLプラン料金表

(1) でんきLプラン（北海道）

(略)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)

ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) でんき L プラン (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) でんき L プラン (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

(略)

(5) でんき L プラン (北陸)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

ワット時につき	
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) でんき L プラン (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

(3) でんき L プラン (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

(略)

(5) でんき L プラン (北陸)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

<table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>16.56円（18.21円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>20.10円（22.11円）</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>21.65円（23.81円）</td></tr> </table> （略）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）	<table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>28.02円（30.82円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>31.56円（34.71円）</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>33.11円（36.42円）</td></tr> </table> （略）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）
	税抜額（税込額）																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）																
	税抜額（税込額）																
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円（30.82円）																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）																
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円（36.42円）																
3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） （3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） （3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。																
4 燃料費調整 （1）燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入	4 燃料費調整 （1）燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたしま																

いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、料金種別ごとに以下の通りといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$

（略）

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

す。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、料金種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha=0.1874$	$\beta=0.0899$	$\gamma=1.0036$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha=0.0259$	$\beta=0.2563$	$\gamma=0.8915$
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	$\alpha=0.0048$	$\beta=0.3827$	$\gamma=0.6584$
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	$\alpha=0.0415$	$\beta=0.0745$	$\gamma=1.2499$
でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）	$\alpha=0.0875$	$\beta=0.0770$	$\gamma=1.1770$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$

（略）

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(Ⅱ)基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	37,200円
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	31,400円
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	44,200円
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	45,900円
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	21,900円
でんきMプラン（四国）	26,000円
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	27,400円

(略)

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に **口または(3)イ**によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額（税込額）
--	--	----------

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(Ⅱ)基準燃料価格は以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	80,800円
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	83,500円
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	86,100円
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	45,900円
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	79,800円
でんきMプラン（四国）	80,000円
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	27,400円

(略)

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に **口**によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（**最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。**）といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、**次のとおり**といたします。

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額（税込額）
--	--	----------

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円 (2.154円)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円 (0.196円)

ロ イ以外

		税抜額 (税込額)
でんきMプラン (北海道) でんきLプラン (北海道)	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	1キロワット時につき	0.201円 (0.221円)
でんきMプラン (東京) でんきLプラン (東京)	1キロワット時につき	0.211円 (0.232円)
でんきMプラン (中部) でんきLプラン (中部)	1キロワット時につき	0.212円 (0.233円)
でんきMプラン (北陸) でんきLプラン (北陸)	1キロワット時につき	0.146円 (0.161円)
でんきMプラン (九州) でんきLプラン (九州)	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ でんきMプラン (九州) およびでんきLプラン (九州) の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、以下の通りといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円 (1.694円)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円 (0.154円)

ロ イ以外

		税抜額 (税込額)
でんきMプラン (北海道) でんきLプラン (北海道)	1キロワット時につき	0.157円 (0.173円)
でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
でんきMプラン (東京) でんきLプラン (東京)	1キロワット時につき	0.166円 (0.183円)
でんきMプラン (中部) でんきLプラン (中部)	1キロワット時につき	0.212円 (0.233円)
でんきMプラン (北陸) でんきLプラン (北陸)	1キロワット時につき	0.150円 (0.165円)
でんきMプラン (九州) でんきLプラン (九州)	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン (北海道) でんきLプラン (北海道)	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
でんきMプラン (九州)	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

でんきLプラン（九州）			
-------------	--	--	--

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(略)	(略)	でんきLプラン（北海道）			
		でんきMプラン（東北）		0.001円（0.001円）	
		でんきLプラン（東北）			
		でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）	
		でんきLプラン（九州）			